

事務連絡  
令和3年9月22日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課

### 食品衛生法第57条に基づく営業届について

令和3年6月1日時点で食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第57条第1項の規定による届出（以下「届出」という。）をしなければならない営業を営んでいる者は、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）附則第8条の規定により、令和3年11月30日までに、届出をしなければならないこととなっています。今般、経過措置期間の満了を控え、当課において、営業届出に係るリーフレットを作成し、厚生労働省ホームページに掲載しましたので、上記事項の関係者への周知に御活用の際よろしく申し上げます。

（参考）

- 厚生労働省ホームページ「営業規制（営業許可、営業届出）に関する情報」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/kigu/index\\_00010.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/kigu/index_00010.html)